

諮問庁：国税庁長官

諮問日：平成28年6月16日（平成28年（行個）諮問第104号及び同第105号）

答申日：平成29年3月24日（平成28年度（行個）答申第205号及び同第206号）

事件名：本人に係る「非行監察報告書の提出について」等の一部開示決定に関する件
「監察実施報告書（本人の確定申告関係書類）」等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙1に掲げる27文書に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした各決定については、別紙3に掲げる部分を開示すべきである。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨（平成28年（行個）諮問第104号及び同第105号）

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく各開示請求に対し、平成28年1月19日付け官察6号及び同月29日付け官察12号により国税庁長官（以下「処分庁」、「諮問庁」又は「国税庁長官」という。）が行った各一部開示決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）を取り消し、本件対象保有個人情報の全面開示を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書の記載によると、おおむね以下のとおりである（なお、意見書の内容並びに異議申立書及び意見書に添付された資料の内容は省略する。）。

(1) 異議申立書1（平成28年（行個）諮問第104号）

ア 不服申立ての理由

原処分1において、「不開示とした部分とその理由」とされた個人情報の大半は、異議申立人が特定年月に受けた懲戒処分に係る担当監察官らによる非行監察の中で開示されており、すなわち、既に承知している情報に該当するもの及び自ずと推認できる内容の情報に該当するものと判断されること。

イ 異議申立人が原処分1の基因となる保有個人情報の開示を請求した

経緯

(ア) 異議申立人は、特定A税務署・特定職として勤務の時代、特定年月日付けで、国税庁長官から「職務専念義務違反の行為を行った」(国家公務員法101条)等として、特定内容の懲戒処分を受けた上で、それらの処分や行為の内容が報道発表された。

(イ) 当該懲戒処分は、任意の捜査権のみ付与されている国税庁の特定派遣首席国税庁監察官ら(以下「担当監察官ら」という。)(特定市の合同庁舎に常駐する国税庁からの派遣職員)による異議申立人に対する非行監察等の実施結果・報告等に基づいて行われたものであるが、国税庁長官が当該懲戒処分という処分量定の決定を行う際に、その根拠とされる担当監察官らが作成した異議申立人に対する非行監察等の状況・端緒・経緯・結果・報告等の行政文書の作成等について、

①異議申立人に対し、第三者から、担当監察官らによる意図的な事実関係の歪曲等が行われ、国税庁において、処分量定の決定が行われた際には、それらの事実に基づいて、不自然な処分が行われた疑いがある旨の情報等が(複数回)寄せられたこと。

②後述する当該懲戒処分の基因とされる行為は、異議申立人が過去に正直に担当監察官に申出済み(いわゆる刑法42条・自首に相当と思料)の行為であるのに、なぜか処分量定の決定が職務専念義務違反の中で最も重い減給処分とされたことは、人事院の処分の標準例と比較していかがであるのか。

③当該懲戒処分は、(処分庁の地方支部部局である)特定国税局から同日に報道発表されたが、異議申立人は翌日のマスコミ各紙の新聞記事の中で、その端緒を把握したとする記事の内容等が、異議申立人が知り得る事実とはかけ離れており、大きな疑問を抱いたが、それらは結果的に、当時の特定国税局人事一課長及び人事二課長から事前に異議申立人に対し、「その主旨(申出済み)は発表するが、それをマスコミがどのように記事にするかは不明、(発表内容を)悪く書くから。」と伝えられていたことが現実化しており、不自然と思いだめたこと。

④当時、異議申立人に対して行われた、担当監察官らによる非行監察の調査手法や展開は、先輩・同僚等から、もとより「適法とはいえないものである。」(下記ウ及びエを参照)との指摘がなされたこと。

等の情報・事実・意見等を受けて、以前から特定派遣(首席)国税庁監察官に対し、上司等を通じ何度も面談・身上把握を要望したものの、それらは一切実現せず、やむなく保有個人情報の開示を請求

したものである。

- (ウ) 当該懲戒処分は、異議申立人が取引証券会社である特定 a 証券（いわゆるインターネット取引の証券会社）に対して、自己の携帯電話（いわゆるガラケー）で行った、保有銘柄数が一銘柄程度、また、それらの取引行為が、携帯電話によるアクセス画面確認からクリック終了までの時間が1回当たり30秒弱と極めて短時間の株式取引に係るものである。
- (エ) 過去5年間（特定年以降）の勤務時間中の取引（年次休暇等を申請・取得していない時間の取引行為）を900回として認定されたが、これらは、株式取引の約定の有無に関係せず、取引注文の取消しや訂正（計500回以上）も含めた、いわゆる全てのクリックの回数を集計した上で行われたものである。
- (オ) なお、それらの取引は、異議申立人が通常の職務を遂行した上での行為であり、勤務時間中の取引と認定されたものの中には、異議申立人が特定職時代の（納税者や職員との面談・打合せ、関係民間団体との連絡・調整による）昼休憩時間のズレ・休憩等の取得時間の分断（特に、特定年当時の税務署長・故人は、長期入院中であり、税務署の昼休憩時間が入院先の面会時間に相当）、特定B税務署・特定職時代の出張による長時間の移動中の車内での行為、同金融機関等に実地調査に臨場した際の昼休憩時間のズレ・分断及び特定職時代の関係民間団体への会合に出席したための昼休憩時間のズレ等の時間帯に行ったクリック、更には異議申立人の職務に係るネット証券会社のシステムに係る解明調査（後日、当該調査事績書も作成して報告済み）等のクリック等の全ての回数を集計された上で、処分量定の決定（当該懲戒処分）がされたものである（なお、異議申立人は、インサイダー取引等の不正な株式取引行為は一切行っていない。）。

ウ 担当監察官らによる異議申立人に対する非行監察の実施状況等

- (ア) 担当監察官らが異議申立人に対して関係書類等を提示し、質問調査を行い、申述記録書を作成して職務専念義務違反の行為を立証した方法と、それらを国税庁長官に報告した上で、前記の懲戒処分を行い、報道発表するまでの事実関係等の詳細は次のとおりである。
 - a 特定年月日、異議申立人は担当監察官らから突然の呼出しを受け、下記エの既に申出済みの過去の勤務時間中の株式取引についての非行監察が開始され、質問調査が開始された。この当時、非行監察は任意調査である等の告知行為等の手続はなく、「すぐに終わるから・・・」等との語り口から始まったことや、上記イ（イ）の②や後述する詳細のとおり、過去に異議申立人が

申出済みの行為等であったことから、当時、異議申立人や当時の特定 A 税務署長らは、軽微な案件と誤認していた事実がある。

b 当該懲戒処分の立証方法は、担当監察官らによる異議申立人に対する質問調査の状況や、その非行監察の実施当時に開示を受けた書類から、次の手順で行われていた。

①担当監察官らは、所轄税務署において、異議申立人が過去に提出した所得税の確定申告書を収集するなどして、その内容から異議申立人の取引証券会社を把握する。

②それら把握した取引証券会社に対し、「財務省設置法 26 条 1 項に係る監察事務のため」と称した文面で取引照会文書を発送する。

③その際、特に、異議申立人の取引証券会社である特定 a 証券については、一般的な帳票で、顧客の株式売買取引・入出金の基本帳票である顧客勘定元帳のほかに、注文明細と称する帳票を照会し、先方からその注文明細の回答を受ければ、当該帳票の注文約定日時欄に、顧客が携帯電話やパソコンから特定 a 証券のアクセス画面に対して、株式を注文した日付や時刻等が判明する通信データ（以下「注文時間・通信データ」という。）が表示されている。

異議申立人は、上記②及び③の事実について、非行監察を受けた当時、担当監察官らから、取引照会した先の特定 a 証券から回答された注文明細と称する帳票（文書）のコピーの交付と根拠条文の開示を受けており、それら回答された文書に係る直近の帳票の日付である特定年月日から、当該照会文書がいつ頃に発送されたかについて、自ずと推認することができるものである。

これら注文時間・通信データは、通常、顧客と取引証券会社の取引注文に係る全ての通信したデータが 1 / 100 秒単位まで判明するものであり、本来は通信の秘密に相当するものと判断され、本来であれば、任意調査権しか保有していない国税庁監察官が、到底、徴求や活用をできるものではないデータと思料される。

取引照会先（取引証券会社）は、これら回答した帳票類の中で、注文時間・通信データ欄がどのように利用されているかを知るよしもないことから、黒塗り（不開示）もせずに安易に回答する現状にある。

したがって、担当監察官らが、インターネット取引の証券会社に取引照会文書を発送して回答を受ける文書において、すなわ

ち、異議申立人を含め、職員の職務専念義務違反を立証する上で、注文時間・通信データが最も必要であり、重要な帳票がこの注文明細である。

また、異議申立人は、特定年月日、監察官らから呼出しを受けた際に、「現在、前回の特定 a 証券の回答から半年以上が経過したことから、特定 a 証券に対し、二度目の取引照会文書（注文明細）を発送した」旨を聞かされたことから、異議申立人は、「それらの注文時間・通信データを含む帳票は、職務上におけるシステムの研究で、独自に特定 a 証券のアクセス画面帳票システムを解析した結果から、居宅のパソコンで出力可能である」旨の答述を行い、特定年月日にこれらを出力し担当監察官らに提出した経緯がある。

④異議申立人が過去に勤務していた税務署から、年次（有給）休暇を申請・取得した際の年次休暇簿や署内の行事予定表等を収集するとともに、併せて当時の税務署から異議申立人が付与されていた昼の休憩時間帯（e x . 1 2 : 0 0 - 1 2 : 4 5）を確認する。

⑤上記③及び④を照合すると、休暇を申請・取得していない日・時間帯で勤務時間中と推認される株式取引の注文時間が判明する。

⑥それらが判明した時点で、担当監察官らは異議申立人を呼び出して、非行監察を実施し、質問調査を展開、取引照会先（取引証券会社）から回答を受けた上記③の注文明細の中の注文時間・通信データに（担当監察官が）色塗りした特定の日時に係る株式の注文時間を提示し、「これら、○年○月○日の○時○分は、どのような仕事をしていたのか」、その後、上記④で収集した年次休暇簿等を提示し、「その日（時間）は、休暇を申請・取得していない日・時間帯ではないか」、次に、過去に勤務した税務署の行事予定表を提示し、「その日の行事は何かあったのか、何もないではないか」などと追及された結果、異議申立人が回答できない注文時間・通信データが職務専念義務違反に該当するとして、株式取引の約定の有無に関係せず、取引注文の取消しや訂正も含めた、いわゆる全てのクリックの取引回数が積算され、異議申立人の申述記録書に記載されたものである。

当時の異議申立人の職務は、極めて不規則な勤務時間・休憩時間で職務を行うポストであり、また、それらの質問は、一般的にそのような特定の時刻や時間帯等の記憶は存在せず、答述が

不可能な質問事項である。

⑦併せて、異議申立人は、上記①で収集した確定申告書の提示を受け、当該株取引に係る譲渡所得金額の正否の追及を受け、過去3年分の株式売買状況を一覧にして提出するよう求められたために、後日、これらを作成して正当な売買益の金額（もちろん、申告所得金額と同一である。）を担当監察官らに提出した。

⑧その後担当監察官らが、上記までの物証と異議申立人の申述記録書を基本に非行監察報告書等を作成して、国税庁首席監察官（経由国税庁人事課）に報告したことで、国税庁長官において処分量定の決定が行われ、前述のとおり、国税庁長官から職務専念義務違反の行為を行った（国家公務員法101条）として、特定年月、特定内容の懲戒処分を受けたものである。

⑨当該懲戒処分は、特定国税局から同日に報道発表されたが、翌日のマスコミ各紙の新聞記事の内容は、その端緒を把握したのは、「特定年月の特定調査で発覚したもの」とのことであり、異議申立人が知り得る事実とはかけ離れていた。

(イ) 上記の事実関係から、担当監察官らが収集・作成した原処分1の基とされる異議申立人の保有個人情報の開示請求に係るいずれの文書や報告書等は、以下の理由のとおり、処分庁が主張する「法14条7号柱書きに該当するもの」と「公印」を除いて、全て開示すべき個人情報であると判断される。

- a それらの文書等は、全て異議申立人本人に限定された保有個人情報に該当するものであること。
- b 異議申立人が過去に所轄署や勤務先に提出・申請した確定申告書・届出文書や取引した証券会社に係るデータ等に係るものであるが、それらの文書等は、担当監察官らが異議申立人に対して、取引証券会社等からの回答文書等を基に提示（開示）し、質問調査を行った上で申述記録書を作成して職務専念義務違反の行為を立証したものであり、既に承知している情報と認められること。
- c 担当監察官らが国税庁首席監察官（経由国税庁人事課）等に報告した非行監察報告書等は、申述記録書に記載された内容等、上記までの事実関係を基に作成されて報告している内容と同一であることが原則であり、国税庁監察官がとるべき対応が記載されているにすぎず、当該懲戒処分に係る処分量定の決定までの過程とその後の報道発表の内容までを踏まえると、異議申立人が自ずと推認できる内容と認められ、すなわち、既に承知し

ている情報に該当するものと判断されること。

- d 異議申立人に担当監察官らが収集した確定申告書，注文明細，年次休暇簿等を提示しながら行う非行監察の手法等は，いわゆる（監察事務の）手の内情報とはいえず，これを開示しても，到底，適正な監察事務の遂行に支障を及ぼすとは認められないこと。
- e 国税庁の人事管理等は国税庁人事課の所掌であり，国税庁首席監察官等が直接的に行うものではないことから，それら国税庁首席監察官等が作成した書類が公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれのある文書に該当するものには当たらないと認められること。
- f 照会先の取引証券会社からの回答文書等の中で，担当者氏名，会社印影，各種届出書の整理欄及び作成者の氏名等は，当時，異議申立人の申述記録書にも添付されており，それらも全て開示すべき個人情報であると判断される。

(ウ) 本件処分のもとされる異議申立人の保有個人情報の開示請求に係る関係人は，異議申立人及び国税庁（処分庁，担当監察官ら）以外では，①当時，異議申立人が勤務していた税務署を所掌する（処分庁の地方支分部局である）特定国税局，②異議申立人が特定年以降に勤務していた特定C，特定B及び特定A税務署（年次休暇簿等を収集），③異議申立人が毎年所得税の確定申告書を提出する所轄特定D税務署，④異議申立人が過去に株式取引行為を行ったことのある取引証券会社のみであり，異議申立人以外での個人に係る権利利益を害するおそれがあるものは，（照会先の担当者氏名や作成者の氏名等が非行監察時に開示されていることから）皆無に等しいこと。

(エ) なお，異議申立人に対する非行監察を担当した担当監察官らは，そのポスト配置の在任期間が特定年月以降の者である。

エ 異議申立人が主張する担当監察官らによる非行監察に着手するまでの経緯等（異議申立人が主張する事実関係）

(ア) 異議申立人は，特定年以前から，毎年，自身の株式取引（譲渡所得）について，その内容を所得税の確定申告書において適正に計算し，所轄特定D税務署長に申告・提出しており，当然，その記載内容の中で，取引している証券会社の名称，株式等の売却金額，株式等の取得金額及び売却損益等の金額等を適切に記載していた。

(イ) 異議申立人は，年次休暇（有給休暇）を取得する際，前述の職務遂行による休憩時間等のズレ・分断以外のものについて，勤務先の上司である税務署長に対し，適切に「願い出」を行っていた。

(ウ) 以前から，後述する当該懲戒処分の基因とされる株式取引の行為

は、特定年月の定期異動の以前においては、税務署内の官用パソコンで取引する行為は禁止されていたが、自己の携帯電話で行う極めて短時間の取引については、その職務を遂行した上で、休憩時間のズレ・分断して取得や出張の移動時間中等の行為であれば、いわゆる喫煙行為、出張の移動時間中の車内での新聞・雑誌の購読又は居眠り、携帯電話によるインターネットの閲覧、同ネットゲームで遊興する行為等（以下「喫煙行為等」という。）との比較（それらの行為よりも極めて短時間であること）から、それらの取引行為のみで異議申立人ら職員が担当監察官らから指摘されることはなかった。

さらに、「極めて短時間の株式取引行為やインターネットや閲覧等は違法で、なぜそれより長時間である喫煙行為等は許されるのか」との質問に、明確な回答がされることはなく、当時の税務署幹部の一部からも、職務を遂行した上でのそれらの極めて短時間の取引行為は、許容の範囲、可罰的違法性は問えないとの（非公式の）説明を受けていた。

（エ）異議申立人は、特定A税務署・特定職時代の特定年月以降、担当監察官らによる定期的な巡察の時期の際には、「株式取引行為を行う者は、所定の様式（通称・身上把握表と証する書類）に記載せよ」との（初めての）指示の下においては、適切にそれらを記載して（毎回）提出している。

併せて、異議申立人は、担当監察官らに対し、特定A税務署長ら署幹部の在籍する前での面談や、異議申立人との個人面談の場においても、過去の勤務時間中の取引行為について、何ら隠し事もなく、前述の職務を遂行した上での極めて短時間の株式取引行為は許容範囲であるとの認識の下、特定年月の定期的な巡察まで、自らが取引する証券会社の名称、保有銘柄数、税務調査に活用するための勉強目的等を含めて、何度も明言していた経緯がある。

（オ）上記、それらの認識の証拠に、異議申立人が特定A税務署・特定職時代の特定年初め頃に、担当監察官らから配付を受けたメモ文書である「職務専念義務違反に係る処分量定について」を確認すると、「職員が勤務時間中に行った私的行為について・・・株取引、喫煙、私用メール・・・どのように決定していくべきか・・・、株取引などの利己的行為は、より厳格に懲戒処分等の適用を・・・」、併せて「国税庁人事課を通じて、人事院に問い合わせた結果を整理したものである」と記載されてあるなど、このときに職員に対し、初めて「株式取引は、喫煙行為等とは異なるべき」という内容の考え方が示された経緯がある。

したがって、当該文書が、国税庁人事課において、整理して示さ

れるまで、担当監察官らの認識においても、短時間の株式取引行為と喫煙行為等の違法性の程度や可罰的違法性について、明確な認識・区分ができなかったものと判断され、異議申立人の注文クリック回数・900回は、それらの判断が示される前の特定年から特定年分の回数を含むものである。

- (カ) その後、特定年月、前述のとおり、異議申立人は担当監察官らから非行監察を受け、申出済みの過去の勤務時間中の株式取引について、質問調査等を受けたのであるが、その際の申述記録書を署名する際や、国税庁に対する報告書等の作成書類について、前記、申出済みの行為・事実（刑法42条・自首に相当）等が適正に報告されて処分量定の決定がされ、その後の報道発表の内容につながるものと確信していた。
- (キ) また、特定年月日の午後、担当監察官らによる質問調査が終了（署名）する以前に、異議申立人は、特定国税局人事課別室に呼び出され、人事一課長及び人事二課長から、異議申立人に対する今後の処分の見込み、将来の異議申立人の人事配置及び異議申立人の譲渡所得に係る調査結果等の内容の説明を受けたために、異議申立人は報道発表の際には、非行監察の把握端緒等について、本人から申出があったもの等の事実を発表するよう要請したところ、「その主旨（申出済）は発表するが、それをマスコミがどのように記事にするかは不明、（発表内容を）悪く書くから。」旨の回答を受けた。
- (ク) なお、上記までの担当監察官らの非行監察（各種資料の収集を含む）の過程の中で、職務専念義務違反の非行が思料された時期は注文時間・通信データと休暇承認簿を突合させた時点であると判断されることから、それ以前の確定申告書、注文時間・通信データ及び休暇承認簿等を収集する行為は、非行を探すことに該当するものであり、到底、適法ではないと判断される行為である。
- (ケ) また、国税庁監察官が職員の所轄税務署において、（職員の）確定申告書を収集して取引証券会社を把握し、それらから注文時間・通信データを確認する手法は、国税庁監察官であるからこそ行えた行為・手法であり、もとより他省庁の監察官等は、（当該手法を）使用できるものではない（なぜなら、公務員である前に納税者であるはずの他省庁の職員の確定申告書について、所轄税務署長は開示をしない。）。
- (コ) したがって、これら国税庁監察官による非行監察の展開・調査手法による不利益処分は、国税庁という特定の官庁の職員（しかも、株式取引を正当に確定申告した職員）だけが不平等に処分されていることとなり、それらの処分は、国税庁と他の省庁間で裁量権の範

困が大きく異なることを認めた上で、併せて、行政処分における裁量権の行使の違反類型である平等原則違反や比例原則違反（憲法14条ほかに抵触）を是認したことに繋がるものと思料される。

(サ) なお、異議申立人は、これら非行監察の展開・調査手法について、特定年月、勤務部署の定期的な巡察を受けた際に、担当監察官に対し、「貴職らの調査手法については、一度人事院に対し、適法性の有無を確認すべきではないか。」と進言し、その回答を求めたが、現在まで何らの連絡・回答も示されない。

オ 不服申立ての理由・・・原処分1に係る上記事実関係のあてはめ

(ア) 原処分1の概要（処分庁の主張）

原処分1に係る個人情報の一部は不開示とされた。

(イ) 異議申立人による不服申立ての理由（異議申立人の主張・その1）

上記ウ（イ）と同旨

なお、原処分1に係る取引証券会社に対する取引履歴の照会については、過去の取引証券会社3社に対し、それぞれ2回ずつ行われているものの、回答は延べ5社であり、おそらく特定b証券の2回目の回答が開示されていない。

(ウ) 不開示とされた箇所の具体的な検証・抜粋（異議申立人の主張・その2）

原処分1に係る開示文書は、重複しているものがあることから、それらの中から特徴的なものを抜粋して、以下のとおり、具体的に異議申立人の主張を展開するが、当該検証以外の不開示部分についても、上記（イ）のとおり、全て開示すべき個人情報であるものと判断される。

a 文書1の1枚目について

非行監察報告書を国税庁首席監察官に提出する起案であり、「起案、決裁、発送」等の年月日を不開示とする一方で、特定派遣監察官等の印影は開示しており、それらの印影・ポストの配置から、特定年月から特定年月の懲戒処分の日前の起案であるといえる。

さらに、担当監察官らが異議申立人の非行監察による質問調査の開始が特定年月日、最終が特定年月日であることから、起案した時期は絞り込まれるところ、これらを開示することで、「適正な監察事務の遂行に支障・・・、人事管理・・・支障」等が発生するのか。

b 文書1の3枚目及び4枚目について

文書日付等については、上記aに同様、当該支障など考えられ

ない。

その他の箇所についても、黒塗りされて、具体的な適否の判定はできないが、被告人の供述と株式取引に係るクリック回数、当該懲戒処分に係る処分量定の決定までの過程に係るものであり、その内容は推認できるものである。

c 文書1の6枚目及び7枚目について

文書日付等については、上記aに同様、当該支障など考えられない。

特に、「3 非行監察の端緒」の項については、当該懲戒処分に係る報道発表した事実の内容と同一であるはずの「特定年月の特定監査で判明した」旨の記載内容を開示すべきである。

また、「4 非行の事実等」及び「5 非行の動機」の項についても、被告人の供述と株式取引に係るクリック回数、当該懲戒処分に係る処分量定の決定までの過程に係るものであり、その内容は推認できるものである。

さらには、「6 措置意見」についても、被告人の供述や承知済みの事実関係の部分は開示すべきである。

d 文書1の8枚目について

全て黒塗りとされている欄があり、具体的な適否の判定はできないが、記載すべき欄・項目の名称は開示すべきである。

e 文書2について

上記ウ、エ及びaの事実から、それらの時期は、異議申立人が自ずと推認できるものと認められ、これらを開示することで、「適正な監察事務の遂行に支障・・・」等が発生するのか。

特に、非行容疑発生日付については、当該懲戒処分に係る報道発表した事実の内容と同一であるはずの「特定年月の内部監察で判明した」旨の記載内容を開示すべきである。

「容疑事実の概要」欄については、前述までの当該懲戒処分の調査手法や事実関係から、全て黒塗りは考えられない。

f 文書8について

上記ウ及びエの事実を示すとおり、当該懲戒処分は、異議申立人に対し、これらの取引履歴を開示した上で展開されているが、特筆すべきは、取引証券会社3社に対し、それらの取引照会が特定年月頃と特定年月頃の二度行われていることである。

それらの事実は、特定年月日、担当監察官らから、「前回の照会から半年以上経過したことから、特定a証券に二度目の取引照会文書を発送した」旨の発言がされたために、異議申立人がそれに対応したこと、同様に、その他の取引証券会社である特

定 b 証券特定支店や特定 c 証券についても、照会文書の回答内容から質問調査を受けた経緯から、承知済みの事実である。

当該照会文書は、「2 照会先名、住所」の項の不開示が 6 行（文書 9 の照会文書が黒塗り 3 行で 1 社、文書 10 の照会文書が黒塗り 9 行で 3 社）であり、「取引履歴等の照会について」の照会文書案が 2 部作成されていることから、それらが特定 a 証券（文書 12）、特定 b 証券（文書 13）であることは、容易に推認され、回答に係る対象期間の終期も「特定 a 証券が特定年月日」（回答日特定年月日）、「特定 b 証券が特定年月日」と、ほぼ同一時期である。

そうすると、当該照会文書の不開示箇所のうち、「決議書、伺い」については、「起案」欄、「決裁印」欄、「2 照会先名、住所」の項、また、「別紙・照会文書・案」については、文書日付、宛先、依頼者（首席監察官）氏名については、異議申立人が（自ずと推認できる内容と認められ）既に承知している情報であることから、開示すべきである。

また、処分庁は、「特定年月の特定調査において、当該懲戒処分に係る非行の端緒を把握した」と報道発表しているのに、なぜ、当該時期（特定年月頃）に、照会文書が発送されたのか、「4 目的及び保存方法」の項及び「5 照会理由」の項についても開示すべきである。

g 文書 18 ないし文書 23 について

上記ウ及びエに示す事実や、別件異議申立ての中で、処分庁が保有していないとされた個人情報の一部は、異議申立人が特定年月に受けた懲戒処分に係る担当監察官らによる非行監察の中で、異議申立人に有利とされる物証等に該当し、それらが不存在であることは、極めて不自然といえるものである。

また、行政機関の保有する個人情報の中で、開示の対象とされるものは、行政文書ファイル管理簿に登載されたものに限定するものではなく、全ての保有個人情報が対象であり、仮に、それらの管理簿に登載がなくても、散在的に記録されている保有個人情報まで含まれるものとされる。

特に、文書 18 の「2 職員情報の交換」、 「3 身上把握」及び「5 総評」の各欄、文書 19 の「2 職員情報の交換」、 「3 運営・職場問題」、 「4 署長等動向」及び「6 総評」の各欄、文書 20 の「1 問題点等」、 「3 署長等との面談」及び「4 その他」の各欄、文書 21 の「1 職員情報」、 「3 署長等の動向」及び「5 総評」の各欄、文書 22 の「2 職員情報の交換」、

「3 身上把握」及び「5 総評」の各欄並びに文書23の「2 職員情報」，「3 運営・職場問題」，「4 署長等動向」及び「6 総評」の各欄については，以下の事実関係より，異議申立人が当時，正直に申し出た株式取引行為に係る供述や今後の株式取引を行う上で質問した事項等の記載があることが極めて高いものと思料されることから，原処分1を取り消し，異議申立人に係る保有個人情報，散在情報を含め，その全面開示を求めるものである。

- (a) 異議申立人は，特定A税務署勤務の特定年月定期異動以降（特定年月まで），巡察という定期的な監察事務を受ける際には，何らの隠し事もなく，職務を遂行した上で，休憩時間がズレるなどした際の極めて短時間の株式取引行為は，可罰的違法性はないとの認識の下，何度も明言していた経緯があり，それら担当監察官らと特定A税務署長ら署幹部の在籍する前での答述していた事実について，当時の特定A署幹部も当然承知済みである。
- (b) また，異議申立人との個別面談の場においても，通常の職務を遂行した上での過去の勤務時間中の株式取引行為については，特に，特定年月等の個人面談の際には，当時の担当である特定主任監察官が異議申立人の面前で，それらの答述を録取していた事実を確認しており，一方で，異議申立人は，それらの面談を受けた際のメモ書きを保有している事実があるほか，前記に記載した事実のとおり，担当監察官らは，特定年月頃には，異議申立人の取引証券会社に取引照会を実施していたのであるから，当該懲戒処分に係る処分量定が決定される過程等の中で，当該個人面談の記録が何らの報告書にも記載されず，また，非行監察時の資料や物証とされず，異議申立人の保有個人情報として保存されていないことは極めて不自然である。
- (c) 国税庁監察官は，職員の非行を把握した際には，過去に職員が提出した身上や生活実態を記載するそれら身上把握表と称する文書（毎年，その時点の状態を職員自らに記載させて申告させるもの）を確認する体制であり，仮に，職員の非行の内容に，それらの記載の不備や不記載等につながるものであれば，それら身上把握表を職員に提示し，「記載すべき指示事項に対し，適切に記載していないではないか。不作為・・・隠蔽・・・等」との追及を行っており，それら身上把握表の性質から，毎年更新されて提出されることから過去のものは不要という結論とされる文書ではなく，所得税の確定申告書等と同様に，それ

それぞれの時期に提出されたものにその価値があり、通常は、その他の服務関係書類と同様、10年程度の長期保存の対象とされるべきものである。

(d) したがって、異議申立人が提出した前記の身上把握表(特定年提出分)の内容は、その後の担当監察官らによる異議申立人に係る確定申告書の収集、取引証券会社に対する取引照会、異議申立人に係る年次休暇簿等の収集及び異議申立人に対して行われた非行監察に展開されるべきであり、文書18ないし文書23の巡察事績書に記載されるべき内容である。

(2) 異議申立書2(平成28年(行個)諮問第105号)

ア 不服申立ての理由

原処分2の中で、文書24ないし文書27に係る「不開示とした部分とその理由」とされた個人情報のお大半は、異議申立人が特定年月に受けた懲戒処分に係る担当監察官らの非行監察の中で開示されており、すなわち、既に承知している情報に該当するものや、自ずと推認できる内容の情報に該当するものと判断されること。

イ 上記(1)イと同旨

ウ 上記(1)ウと同旨

エ 上記(1)エと同旨

オ 不服申立ての理由・・・原処分2に係る上記事実関係のあてはめ

(ア) 原処分2の概要(処分庁の主張)

文書24ないし文書27に記録された保有個人情報の一部は、適正な監察事務の遂行に支障を及ぼすおそれが認められ、法14条7号イの不開示情報に該当する旨である。

(イ) 異議申立人による不服申立ての理由(異議申立人の主張)

文書24ないし文書27に記録された保有個人情報は、上記ウ及びエの事実関係や次に掲げる事実から、異議申立人が自ずと推認できる内容や、既に承知している情報に該当するものと判断されることや、異議申立人の取引証券会社の注文時間と休暇承認簿を対差させた後に、不突合とされた内容を異議申立人に対し提示した上で、質問調査を実施する非行監察の展開手法の中で、それらの文書が、処分庁の主張する「適正な監察事務の遂行に支障を及ぼすおそれが認められる不開示情報に該当する」とは、到底、考えられないものと判断される。

a 文書24及び文書25について

文書24は、異議申立人が過去に所轄税務署に提出した特定年分から特定年分の所得税確定申告書、文書25は特定年分と特定年分の確定申告書である。異議申立人が特定年当時に、担当監察

官らに対して、通常の職務を遂行した上での株式取引行為を正直に答弁したことを受けて、その後に異議申立人の確定申告書の確認を行い、取引証券会社を把握して、取引照会文書を発送したものと容易に判断され、非行監察の展開手法（異議申立人に提示して質問調査を実施する）と立証すべき目的が明らかである中で、それらの「実施年月日」欄や「実施の状況等」欄を不開示とする理由はないものと思料される。

また、文書 2 4 の確定申告書は、特定年分から特定年分までの収集であり、異議申立人が特定年分を提出する以前の収集ということであるから、税務署の申告書の整理期間を考慮しなければ、異議申立人の特定年分の申告書の提出日である特定年月日前である。

b 文書 2 7 について

異議申立人が過去の勤務先に申請した年次休暇簿であり、開示されたものから、異議申立人の年次休暇の申請状況に係る最後に申請した年月日（特定年月日）と、その申請に係る特定 A 税務署長の決裁未了の事実から、実施年月日は、特定年月日に極めて近い日であることが容易に判断され、上記 a と同様の理由から、それらの「実施年月日」欄や「実施の状況等」欄を不開示とする理由はないものと思料される。なお、異議申立人のその次の休暇願出日は特定年月日である。

また、多量の黒塗りのページがあるが、これらは過去の勤務先の行事予定表であり、これらは、担当監察官が非行監察の際に異議申立人に対して質問調査した際の内容である。特定の日の株式の注文時間を提示し、「これら、○年○月○日の○時○分はどのような仕事をしていたのか」、その後、上記の年次休暇簿等を提示し、「その日（時間）は休暇を申請・取得していない日・時間帯ではないか」と続き、その後、当該行事予定表を提示し、「その日の行事は何があったのか、何もないではないか」などと追及された際に提示された行事予定表（日別行事予定表及び週間行事予定表）であり、既に承知している情報と容易に推認されるものである。

c 文書 2 6 について

異議申立人の非行監察の際に、株式の譲渡所得に係る所得税が適正か否かを検討したと容易に推認される文書の全てが不開示とされているが、当時、担当監察官らは、本来、自らの非行監察の調査項目（職務）であるはずのこれらの所得金額の計算について、次のとおり、その全てを異議申立人に丸投げした経緯

がある。

異議申立人は、上記 a で収集した確定申告書を提示され、当該株式取引に係る譲渡所得金額の正否の追及を受け、過去 3 年分の株式売買状況を一覧にして提出するよう要請されたために、後日これらを作成して正当な売買益の金額（もちろん申告所得金額と同一である。）を担当監察官らに提出した。

したがって、当該文書は異議申立人が提出したものがベースと推認され、「実施年月日」は、特定年月末から翌月初旬であることが容易に判断され、上記 a 及び b と同様の理由から、それらの「実施年月日」欄や「実施の状況等」欄を不開示とする理由はないものと思料される。

第 3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書 1（平成 28 年（行個）諮問第 104 号）

（1）本件開示請求について

本件開示請求は、国税庁長官（処分庁）に対して、本件対象保有個人情報（文書 27 に記録された保有個人情報を除く。）の開示を求めるものである。

処分庁は、別紙 1 に掲げる文書 1 ないし文書 26 に記録された保有個人情報を特定し、平成 28 年 1 月 19 日付け官察第 6 号により、文書 1 ないし文書 4、文書 6、文書 8 ないし文書 15 及び文書 18 ないし文書 26（以下、併せて「本件文書」という。）に記録された保有個人情報については、法 14 条 2 号、3 号イ並びに 7 号柱書き、イ及びニに該当するとして、一部開示決定（原処分 1）を行った。

これに対し、異議申立人は、本件文書に記録された保有個人情報について、法 14 条 7 号柱書きに該当するもの及び公印を除き、原処分 1 を取り消し、全部開示決定を求めるとして、不開示部分の開示を求めていることから、以下、本件において異議申立人が開示を求めている別紙 2 に掲げる文書 1 ないし文書 4、文書 6、文書 8 ないし文書 15 及び文書 18 ないし文書 26 の不開示部分（以下「本件不開示部分 1」という。）の不開示情報該当性について検討する。

（2）不開示情報該当性について

ア 国税庁監察官について

国税庁監察官は、財務省設置法 26 条 1 項及び 4 条 21 号に基づき、国税庁所属職員について、その職務上必要な監察及び国税庁の所属職員がしたその職務に関する犯罪等の捜査を行い、必要な措置を採るために設置されているものである。

イ 法 14 条 2 号該当性について

法 14 条 2 号は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、当

該情報に含まれる氏名，生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが，開示することにより，なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものを不開示情報と規定している。

本件不開示部分 1 のうち，別紙 2 に掲げる文書 1 1 ないし文書 1 5 及び文書 1 8 ないし文書 2 3 の不開示部分の一部は，異議申立人以外の特定の個人の氏名，印章等が記載されている部分であり，異議申立人以外の特定の個人を識別することができるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが，開示することにより，当該個人が中傷や非難を受けるなど，当該個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められる。

したがって，これらの部分は，法 1 4 条 2 号の不開示情報に該当するものと認められることから，不開示とすることが相当である。

ウ 法 1 4 条 3 号イ該当性について

法 1 4 条 3 号イは，法人その他の団体に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって，開示することにより，当該法人等又は当該個人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを不開示情報と規定している。

本件不開示部分 1 のうち，別紙 2 に掲げる文書 6 及び文書 1 1 ないし文書 1 5 の不開示部分の一部は，法人の担当者の氏名のほか同法人の事務処理整理事項などが記載されている部分であり，当該部分を開示することにより，当該法人等及び当該個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められる。

したがって，これらの部分は，法 1 4 条 3 号イの不開示情報に該当するものと認められることから，不開示とすることが相当である。

エ 法 1 4 条 7 号イ該当性について

法 1 4 条 7 号イは，国の機関が行う事務に関する情報であって，開示することにより，非行監察といった監査に係る事務に関し，正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし，若しくはその発見を困難にするおそれがあるものを不開示情報として規定している。

(ア) 非行監察関係書類

本件不開示部分 1 のうち，別紙 2 に掲げる文書 1 ないし文書 4，文書 8 ないし文書 1 5 及び文書 2 4 ないし文書 2 6 の不開示部分の一部は，非行監察関係書類の記載の一部であり，そこには，異議申立人の懲戒処分を行うに当たり，国税当局が異議申立人に関して，異議申立人及び異議申立人以外に実施した非行監察や非行予防のた

めに検討・分析した内容が、具体的かつ詳細に記載されているものと認められる。

非行監察においては、監察対象者の非行事実の解明のため、関係者に対して監察が実施されることがあるが、これらの不開示部分を監察対象者に開示すると、国税当局が行った監察の方法及び国税当局が自らの非行に関する情報をどの程度把握しているかといった情報を推察させることとなる。

その結果、不正な手口により懲戒処分を免れようとする者においては、今後の自らに対する非行監察等への対策を講じることが可能となるなど、監察に係る事務に関し、国税当局による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為の発見を困難にするおそれがあると認められる。

加えて、当該不開示部分に係る情報の中には、国税当局が異議申立人以外の者の協力を得て入手したものが含まれており、これらの情報は、重い守秘義務に担保された監察に係る事務に対する信頼に基づいて提供を受けたものであり、その内容が公にされた場合には、このことを知った関係者においては、監察に係る事務への信頼を失い、じ後、情報提供をちゅうちょし、監察の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

したがって、当該不開示部分は、法14条7号イに該当すると認められるので、不開示とすることが相当である。

(イ) 巡察事績書

本件不開示部分1のうち、別紙2に掲げる文書18ないし文書23の不開示部分の一部は、巡察事績書の記載の一部であり、そこには、国税庁監察官が職員のあらゆる行為につき、服務上の適否について、非行の未然防止や情報蓄積の観点であらゆる面から検討・分析した内容が、具体的かつ詳細に記載されているものと認められる。

当該不開示部分を開示すると、国税当局が行った監察の方法及び国税当局が自らの非行に関する情報をどの程度把握しているかといった情報を推察させることとなる。

その結果、不正な手口により懲戒処分を免れようとする者においては、今後の自らに対する非行監察等への対策を講じることが可能となるなど、監察に係る事務に関し、国税当局による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為の発見を困難にするおそれがあると認められる。

加えて、当該不開示部分の情報の中には、国税当局が異議申立人以外の者の協力を得て入手したものが含まれており、これらの情報は、重い守秘義務に担保された監察に係る事務に対する信頼に基づ

いて提供を受けたものであり、その内容が公にされた場合には、このことを知った関係者においては、監察に係る事務への信頼を失い、じ後、情報提供をちゅうちょし、監察の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

したがって、当該不開示部分は、法14条7号イに該当すると認められるので、不開示とすることが相当である。

(ウ) 所得税確定申告書

本件不開示部分1のうち、別紙2に掲げる文書25の不開示部分の一部は、所得税確定申告書の税務署整理欄の一部であり、還付留保の判断等、異議申立人が当然承知しているとは認められない、税務当局における税務審査や処理方針に係る情報を記載する部分である。

そのため、当該不開示部分を開示することにより、国税当局における確定申告書に係る審査の内容やチェック機能の一端が明らかとなり、他の情報と組み合わせるなどして、確定申告書に係る審査の内容や傾向等を推認させることを否定できないことから、租税の賦課に関する事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれが認められる。

したがって、当該不開示部分は、法14条7号イに該当すると認められるので、不開示とすることが相当である。

オ 法14条7号ニ該当性について

法14条7号ニは、国の機関が行う事務に関する情報であって、開示することにより、職員の懲戒といった人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるものを不開示情報として規定している。

本件不開示部分1のうち、別紙2に掲げる文書1及び文書4の不開示部分の一部は、懲戒処分を行うに当たり、処分量定上の参考意見、処分理由、措置意見、非行事実の具体的かつ詳細な内容、処分量定意見などが記載されている。

適正かつ公平な懲戒処分等の決定は、人事管理上、極めて重要な事項であり、その決定に重大な影響を与える点を踏まえると、当該不開示部分を公にすることにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

したがって、当該不開示部分は、法14条7号ニに該当すると認められるので、不開示とすることが相当である。

(3) 結論

以上のことから、本件不開示部分1については、法14条2号、3号イ並びに7号イ及びニに規定する不開示情報に該当するとして不開示と

したことは妥当であると判断する。

2 理由説明書 2（平成 28 年（行個）諮問第 105 号）

（1）本件開示請求について

本件開示請求は、国税庁長官（処分庁）に対して、本件対象保有個人情報（文書 18 ないし文書 23 に記録された保有個人情報を除く。）の開示を求めるものである。

処分庁は、別紙 1 に掲げる文書 1 ないし文書 17 及び文書 24 ないし文書 27 に記録された保有個人情報を特定し、平成 28 年 1 月 29 日付け官察第 12 号により、文書 1 ないし文書 4、文書 6、文書 8 ないし文書 15 及び文書 24 ないし文書 27 に記録された保有個人情報については、法 14 条 2 号、3 号イ並びに 7 号柱書き、イ及びニに該当するとして、一部開示決定（原処分 2）を行った。

これに対し、異議申立人は、文書 24 ないし文書 27 に記録された保有個人情報について、原処分 2 を取り消し、全面開示を求めるとして、不開示部分の開示を求めていることから、以下、本件において異議申立人が開示を求めている別紙 2 の文書 24 ないし文書 27 に掲げる不開示部分（以下「本件不開示部分 2」という。）の不開示情報該当性について検討する。

（2）不開示情報該当性について

ア 国税庁監察官について

上記 1（2）アと同旨

イ 法 14 条 7 号柱書き該当性について

法 14 条 7 号柱書きは、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを不開示情報と規定している。

本件不開示部分 2 のうち、別紙 2 に掲げる文書 25 の不開示部分の一部は、電子申告により提出された所得税の確定申告書を出力した場合に表示される職員 ID が記載される部分であり、当該部分を開示することにより、情報セキュリティの確保に支障を及ぼし、国税当局の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、当該不開示部分は、法 14 条 7 号柱書きに該当すると認められるので、不開示とすることが相当である。

ウ 法 14 条 7 号イ該当性について

法 14 条 7 号イは、国の機関が行う事務に関する情報であって、開示することにより、非行監察といった監査に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容

易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるものを不開示情報として規定している。

(ア) 監察実施報告書

本件不開示部分2のうち、別紙2に掲げる文書24ないし文書27の不開示部分の一部は、監察実施報告書の記載の一部であり、そこには、異議申立人の懲戒処分を行うに当たり、国税当局が異議申立人に関して、異議申立人及び異議申立人以外に実施した非行監察の内容が、具体的かつ詳細に記載されているものと認められる。

非行監察においては、監察対象者の非行事実の解明のため、異議申立人に資料の提出を求めたり、関係者に対して監察が実施されることがあるが、これらの内容を監察対象者に開示すると、国税当局が行った監察の方法及び国税当局が自らの非行に関する情報をどの程度把握しているかといった情報を推察させることとなる。

その結果、不正な手口により懲戒処分を免れようとする者においては、今後の自らに対する非行監察等への対策を講じることが可能となるなど、監察に係る事務に関し、国税当局による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為の発見を困難にするおそれがあると認められる。

加えて、当該不開示部分に係る情報の中には、国税当局が異議申立人以外の者の協力を得て入手したものが含まれており、これらの情報は、重い守秘義務に担保された監察に係る事務に対する信頼に基づいて提供を受けたものであり、その内容が公にされた場合には、このことを知った関係者においては、監察に係る事務への信頼を失い、じ後、情報提供をちゅうちょし、監察事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

したがって、当該不開示部分は、法14条7号イに該当すると認められるので、不開示とすることが相当である。

(イ) 所得税確定申告書

上記1(2)エ(ウ)と同旨

(3) 結論

以上のことから、本件不開示部分2については、法14条7号柱書き及びイに規定する不開示情報に該当するとして不開示としたことは妥当であると判断する。

3 補充理由説明書(平成28年(行個)諮問第104号)

(1) 補充する理由について

平成28年6月16日付け官察40の諮問書に添付して提出した理由説明書の別紙2(保有個人情報開示決定明細書(対象文書一覧))のうち、No. 3の非行監察報告書(計6枚)の不開示とした部分(以下

「本件不開示部分 3」という。)については、原処分 1 において法 1 4 条 7 号イの不開示情報に該当するとして不開示とした部分であるが、同号二にも該当すると認められ、No. 6 の申述記録書 (計 1 0 枚) の不開示とした部分 (以下「本件不開示部分 4」という。)については、原処分 1 において法 1 4 条 3 号イの不開示情報に該当するとして不開示とした部分であるが、同条 2 号にも該当すると認められるため、以下に補充して説明する。

(2) 不開示情報該当性について

ア 法 1 4 条 7 号二該当性

法 1 4 条 7 号二は、国の機関が行う事務に関する情報であって、開示することにより、職員の懲戒といった人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるものを不開示情報として規定している。

本件不開示部分 3 は、特定派遣国税庁監察官が行った非行監察の報告として、派遣首席国税庁監察官及び担当国税庁監察官の懲戒処分等に関する意見や非行事実の具体的かつ詳細な内容などが記載されている。

適正かつ公平な懲戒処分等の決定は、人事管理上、極めて重要な事項であり、その決定に重大な影響を与える点を踏まえると、当該不開示部分を公にすることにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

したがって、本件不開示部分 3 は、法 1 4 条 7 号二に該当すると認められることから、不開示とすることが相当である。

イ 法 1 4 条 2 号該当性について

法 1 4 条 2 号は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものを不開示情報と規定している。

本件不開示部分 4 は、異議申立人以外の特定の個人の印影 (印章) が記載されており、異議申立人以外の特定の個人を識別することができるものであって、その固有の形状が特定の個人を識別することができる情報として意味を有しているものと認められる。

また、当該印影について、法 1 4 条 2 号ただし書イからハまでに該当する事情は認められない。

したがって、本件不開示部分 4 は、法 1 4 条 2 号に該当するものと認められることから、不開示とすることが相当である。

(3) 結論

以上のことから、本件不開示部分3については法14条7号二に、本件不開示部分4については同条2号にも該当し、原処分1において不開示としたことは妥当であると判断する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、平成28年（行個）諮問第104号及び同第105号を併合の上、調査審議を行った。

- ① 平成28年6月16日 諮問の受理（諮問第104号及び同第105号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ③ 同月30日 審議（同上）
- ④ 同年7月19日 異議申立人から意見書及び資料を収受（同上）
- ⑤ 平成29年1月11日 本件対象保有個人情報の見分及び審議（同上）
- ⑥ 同月18日 審議（同上）
- ⑦ 同月31日 諮問庁から補充理由説明書を収受（諮問第104号）
- ⑧ 同年3月22日 諮問第104号及び同第105号の併合並びに審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、本件対象保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、その一部を法14条2号、3号イ並びに7号柱書き、イ及び二に該当するとして不開示とする各決定（原処分）を行った。

これに対し、異議申立人は、結局のところ、不開示とされた部分（別紙2に掲げる部分）のうち、公印に係る部分を除く部分（以下「本件不開示部分」という。）を開示するよう求め、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 国税庁監察官の非行監察について

諮問庁から提出を受けた、国税庁監察官職務規範（平成12年7月1日付け国税庁訓令特第5号）及び監察事務実施要領（平成18年6月21日付け監察第8号事務運営指針）によれば、次のとおりである。

ア 国税庁長官官房派遣首席国税庁監察官（以下「派遣首席監察官」という。）は、非行監察を行うことを決定したときは、「非行容疑発生報告書」により、国税庁長官官房首席国税庁監察官（以下「首席監察

官」という。)へ報告することとされている。

イ 財務省設置法26条に規定する国税庁監察官(以下「監察官」という。)が行う非行監察は、必要に応じ、おおむね、被疑職員その他の関係者に対して質問して申述記録書の作成をしたり、部内の簿書類その他の物件を調査したりする等の方法により実施されることとされているとともに、調査の事績を明らかにするため、「監察実施報告書」を作成することとされている。

ウ 監察官は、非行監察の終了後、「非行監察報告書」により、その事績を派遣首席監察官に提出しなければならないものとされ、派遣首席監察官は、当該非行監察報告書を受領した場合には、これに所要の意見を付し、その写しを首席監察官に提出し、指示を受けなければならないものとされている。

エ 派遣首席監察官は、「非行監察報告書」を受領した場合において、非行事件として行政上の措置を必要と認めるものについては、首席監察官の指示を受けた上、「非行事件の報告(通報)及び措置意見について」により、法令で定める処分権者に対し、事件の報告又は通報を行うとともに、相当の行政処分等が行われるよう意見を述べなければならないものとされている。

(2) 文書1, 文書3及び文書4に記録された保有個人情報について

当審査会において見分したところ、文書1は上記(1)ウの「非行監察報告書」についての決裁文書であり、文書3は「非行監察報告書」、文書4は上記(1)エの「非行事件の報告(通報)及び措置意見について」であると認められる。

ア 別紙3の通番1に掲げる部分、通番2, 4, 6, 8, 9及び11に掲げる文書日付並びに通番6及び9に掲げる収受印日付について

当該不開示部分には、決裁文書の起案等の日付や文書番号、非行監察報告書等の文書日付及び国税庁の文書収受日付が記載されていることが認められる。

監察官の非行監察は上記(1)のような流れで行われるものであるところ、異議申立人の監察官に対する申述及びその申述記録書の作成が特定年月日であり、異議申立人に対する懲戒処分が同月特定日であることが、原処分において既に開示されている情報や新聞報道等で明らかとなっていることからすると、当該部分に記載された日付を具体的に特定できるとまではいえないとしても、およその日付は推測できるものと認められる。また、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、文書番号は、特定派遣国税庁監察官室において作成等した文書を発送等する場合に、1年間を通じて順番に付される番号であるとのことである。そうであれば、当該不開示

部分を開示しても、およそ監察に係る事務に関し、国税当局による正確な事実の把握を困難にするおそれ等や人事管理に係る事務に関し公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該不開示部分は、法14条7号イ及びニのいずれにも該当しないから、開示すべきである。

イ 別紙3の通番2, 6及び9に掲げる「非行期間」欄の日にちについて

当該不開示部分には、異議申立人が非行を行ったとされる期間について、始期及び終期の具体的な日にちが記載されていることが認められる。

当該不開示部分は、原処分において既に開示されている情報と同じ情報又は原処分において既に開示されている情報から容易に推測され、異議申立人が承知している情報と認められることから、これを開示しても、監察に係る事務に関し、国税当局による正確な事実の把握を困難にするおそれ等や人事管理に係る事務に関し公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該不開示部分は、法14条7号イ及びニのいずれにも該当しないから、開示すべきである。

ウ 別紙3の通番3, 4, 7, 8, 10及び11に掲げる事案名について

当該不開示部分には、異議申立人の非行事件に付された具体的な事案名が記載されていることが認められる。

当該事案名は、通常考え得る一般的なものにすぎないから、これを開示しても、監察に係る事務に関し、国税当局による正確な事実の把握を困難にするおそれ等や人事管理に係る事務に関し公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該不開示部分は、法14条7号イ及びニのいずれにも該当しないから、開示すべきである。

エ 上記アないしウ以外の不開示部分について

当該不開示部分には、異議申立人に対する非行監察について、監察官が調査した内容や把握した事実のほか、検討や分析をした内容、さらに、これらを踏まえた懲戒処分に係る意見等が具体的かつ詳細に記載されていることが認められる。

当該不開示部分は、これを開示すると、国税当局における具体的な監察の方法や内容、監察において入手・把握している情報の内容や程度が明らかとなり、その結果、不正な手口により懲戒処分を免れようとする者においては、今後自らに対する非行監察等への対策を

講じることが可能となるなど，監察に係る事務に関し，国税当局における正確な事実の把握を困難にするおそれ若しくは違法若しくは不当な行為の発見を困難にするおそれ，又は，人事管理上，重要な影響を与える懲戒処分に係る意見等が明らかとなり，職員の人事管理に関する事務に関し，公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって，当該不開示部分は，法 14 条 7 号イ及びニに該当し，不開示とすることが妥当である。

(3) 文書 2 に記録された保有個人情報について

当審査会において見分したところ，文書 2 は，上記 (1) アの「非行容疑発生報告書」であると認められる。

ア 別紙 3 の通番 5 に掲げる部分について

当該不開示部分のうち，整理番号の具体的な不開示理由について，当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ，異議申立人の管理番号であり，当該番号から非行案件数が推測され，監察の調査情報が明らかとなるとのことであった。しかし，非行案件数が推測されたからといって，非行案件の具体的内容が明らかとなるわけではなく，当該整理番号を開示しても，監察に係る事務に関し，国税当局における正確な事実の把握を困難にするおそれ等があるとは認められない。また，その余の不開示部分は，非行監察を行うことを決定した日付等が記載されている部分であるが，異議申立人に対して非行監察が行われたことは文書 1 等から明らかであるとともに，上記 (1) の非行監察の一部である異議申立人の監察官に対する申述及びその申述記録書の作成が特定年月日であることが明らかとなっていることから，上記 (2) アと同様の理由により，法 14 条 7 号イに該当しない。

したがって，上記各不開示部分は，法 14 条 7 号イに該当しないから，開示すべきである。

イ 上記ア以外の不開示部分について

当該不開示部分には，異議申立人の非行容疑事実の端緒や概要等が記載されていることが認められる。

当該不開示部分は，これを開示すると，国税当局の監察における事実の把握に係る着眼点や具体的な監察の展開方法等が明らかとなり，その結果，不正な手口により懲戒処分を免れようとする者においては，今後自らに対する非行監察等への対策を講じることが可能となるなど，監察に係る事務に関し，国税当局における正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為の発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該不開示部分は、法14条7号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(4) 文書6に記録された保有個人情報について

当審査会において見分したところ、文書6は、上記(1)イに記載の質問等に基づき、開示請求者(異議申立人)が申述した内容を文章にまとめた申述記録書及びその添付資料とされた異議申立人が特定の証券会社で口座を開設する際に当該証券会社に提出した申込書等であると認められる。

文書6の不開示部分は、上記添付書類のうち、①特定証券会社の扱者等の印影及び②当該証券会社において当該申込書等に記入等した情報であることが認められる。

①の印影は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。そして、当該印影は、その固有の形状が特定の個人を識別することができる情報として意味を有しているというべきであり、特定証券会社の扱者等の氏名を異議申立人が知り得るとしても、印影について、法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されているとはいえないことから、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も存しない。また、当該部分は、個人の印影であり、個人識別部分であることから法15条2項の部分開示の余地はない。

次に、②の情報、通常外部に明らかとされることのない特定証券会社の内部情報であり、これらを開示することにより、当該証券会社の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることを否定できない。

したがって、当該不開示部分は、それぞれ法14条2号及び3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(5) 文書8ないし文書10に記録された保有個人情報について

当審査会において見分したところ、文書8ないし文書10は、開示請求者(異議申立人)の株取引履歴等について財務省設置法26条1項に基づく照会を行うに当たっての監察官内部の決裁文書であると認められる。そして、原処分において、当該照会に対する回答が後述の文書11ないし文書15であるとされている。

ア 別紙3の通番14、18及び22に掲げる部分について

当該不開示部分には、照会先の名称や住所等が記載されていることが認められる。

他方で、文書11ないし文書15を見分したところ、照会に対する回答者の名称や所在地等が開示されていることが認められる。文書

8ないし文書10が特定派遣国税庁監察官の照会に係る決裁文書であり、文書11ないし文書15がこれらに対する回答書である関係からすると、当該部分には、文書11ないし文書15において既に開示された回答者の名称や所在地等と同様の情報が記載されていると考えるのが自然であるといえる。なお、一部の電話番号は、開示された情報に含まれていないが、当審査会事務局職員をして該当の照会先のウェブサイトを確認させたところ、これに掲載されているものであった。

そうすると、当該不開示部分を開示しても、監察に係る事務に関し、国税当局による正確な事実の把握を困難にするおそれ等があるとは認められない。

したがって、当該不開示部分は、法14条7号イに該当しないから、開示すべきである。

イ 別紙3の通番12、16及び20に掲げる部分について

当該不開示部分には、決裁文書の起案日付等及び文書番号が記載されていることが認められる。

これらの日付等について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、非行監察の調査等の手の内の一部であり法14条7号イに該当するとのことであった。確かに、照会をいつ行ったかが分かると、いつの時点でどのような情報を監察において把握しているかといった情報の程度が明らかとなるから、当該日付等は監察の手の内情報と認めることができる。

しかしながら、文書11及び文書12を見分したところ、これらの回答書については、文書日付、回答者の名称が開示されていることが認められるとともに、上記アで開示すべきとした情報と原処分で既に開示されている情報から、文書8に対する回答が文書12及び文書13、文書9に対する回答が文書14及び文書15、文書10に対する回答が文書11であることが判明するのであり、文書日付が開示されているにもかかわらず、照会のための決裁文書の起案日付等を開示することにより、非行監察の事務に関し、国税当局による正確な事実の把握を困難にするおそれ等があるとは認められない。

なお、文書9に対する回答書（文書14及び文書15）の文書日付は不開示とされているが、文書8及び文書10の起案日付等は上記のとおり不開示とする理由はないのであるから、これらと同様の文書である文書9の起案日付等を不開示とする理由は認められない。

また、文書番号については、上記（2）アと同様の理由により、法14条7号イに該当しない。

したがって、当該不開示部分は、法14条7号イに該当しないから、

開示すべきである。

ウ 別紙3の通番13, 17及び21に掲げる部分について

当該不開示部分は、文書8ないし文書10の起案及び決裁に関わった職員の印影であることが認められる。

この点については、上記イで開示すべきとした起案日付に基づき、独立行政法人国立印刷局編の職員録を確認すれば、該当する派遣首席監察官等の氏名が分かることから、当該不開示部分を開示することにより、監察に係る事務に関し、国税当局による正確な事実の把握を困難にするおそれ等はないと認められる。

したがって、当該不開示部分は、法14条7号イに該当しないから、開示すべきである。

エ 別紙3の通番15, 19及び24に掲げる部分について

当該不開示部分は、上記アないしウで開示すべきとした照会先の名称、日付、文書番号及び監察官の氏名と同様の情報が記載された部分であり、それぞれ上記アないしウと同様の理由により、法14条7号イに該当しないから、開示すべきである。

オ 別紙3の通番23及び25に掲げる部分について

当該不開示部分には、照会の対象期間等及び照会先の名称が記載されていることが認められる。

上記アで開示すべきとした照会先の名称から、特定a証券に2回取引照会をしていることが認められ、このことは、異議申立書の記載（上記第2の2（1）オ（ウ）f）から、異議申立人も承知していると認められる。そして、これら2回分の取引照会に対する回答である文書11及び文書12で開示された注文明細では一定期間の注文約定日時が明らかとなっている。そうすると、これらのことから当該不開示部分は容易に推測され、異議申立人も承知している情報と認められるため、これを開示しても、監察に係る事務に関し、国税当局による正確な事実の把握を困難にするおそれ等があるとは認められない。

したがって、当該不開示部分は、法14条7号イに該当しないから、開示すべきである。

カ 文書10の5頁及び6頁について

文書10は、「請求人の取引証券会社に対し、取引照会した文書の全て（平成20年以降）」に記録された保有個人情報に係る文書であるが、これを見分したところ、その5頁及び6頁には、異議申立人を本人とする保有個人情報が記録されているものの、本件開示請求に該当する保有個人情報は記録されていないと認められるから、本件開示請求の対象外とすべきであったものと認められる。

したがって、文書10の5頁及び6頁の一部について不開示としたことは、結論において妥当である。

キ 上記アないしカ以外の不開示部分について

当該不開示部分には、監察官が行った取引照会に係る目的や理由、具体的な照会内容が記載されていることが認められる。

当該不開示部分は、これを開示すると、国税当局の監察における事実の把握に係る調査の手法や内容が明らかとなり、その結果、不正な手口により懲戒処分を免れようとする者において、今後自らに対する非行監察等への対策を講じることが可能となるなど、監察に係る事務に関し、国税当局における正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為の発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(6) 文書11ないし文書15に記録された保有個人情報について

文書11ないし文書15は、特定派遣首席国税庁監察官等からの照会に対する特定証券会社の回答書であると認められる。

ア 別紙3の通番26, 27, 29, 30及び34に掲げる部分について

当該不開示部分は、文書11ないし文書15の、特定派遣国税庁監察官の照会文書の日付及び番号、特定証券会社の回答書の文書日付、当該回答書の宛先である監察官の氏名、当該回答書を特定派遣国税庁監察官が收受したことを示す收受印の日付であることが認められる。

特定派遣国税庁監察官の照会文書の日付及び番号並びに監察官の氏名は、上記(5)イ及びウのとおり、開示すべき情報であるところ、特定派遣国税庁監察官の照会及びこれに対する証券会社の回答という一連の事象に係る一部の日付を開示とし、その他の日付を不開示とする理由は見いだせないから、上記照会に対する回答書の文書日付やその收受日付について、これを不開示とする理由はない。また、実際、文書11及び文書12の文書日付は、原処分において開示されているところである。そうすると、当該不開示部分は、これを開示しても、監察に係る事務に関し、国税当局における正確な事実の把握を困難にするおそれ等があると認められないから、法14条7号イに該当しない。

また、当該不開示部分は、文書日付等、文書番号及び監察官の氏名である。このうち、当該監察官の氏名については、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、開

示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（以下「個人識別情報」という。）に該当するが、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて（平成17年8月3日付け情報公開に関する連絡会議申合せ）」により開示されることを前提とした情報であるとして、同号ただし書イに該当すると認められる。また、そのほかの文書日付等及び文書番号は、同号の個人識別情報又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれのあるもの（以下「権利利益侵害情報」という。）に該当するとは認められず、さらに、これを開示しても、回答をした証券会社の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないから、同条3号イにも該当しない。

したがって、当該不開示部分は、法14条2号、3号イ及び7号イのいずれにも該当しないから、開示すべきである。

イ 別紙3の通番28、32及び35に掲げる部分について

当該不開示部分には、特定派遣国税庁監察官の取引照会に対し、各証券会社における調査期間の始期と終期に係る具体的な年月日が記載されていることが認められる。

特定派遣国税庁監察官の照会文書（文書8及び文書9）では、調査対象期間が口座開設日から調査日現在までとされているところ、この部分は原処分で既に開示されていることに加え、回答書（文書12、文書14及び文書15）に添付された書類には、取引年月日が具体的に記載されているところ、これも原処分で既に開示されていることからすれば、当該不開示部分は、これを開示しても、監察に係る事務に関し、国税当局における正確な事実の把握を困難にするおそれ等があるとは認められないから、法14条7号イに該当しない。

また、証券会社が調査した期間に係る情報は、法14条2号の個人識別情報又は権利利益侵害情報に該当するとは認められず、さらに、これを開示しても、回答をした証券会社の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないから、同条3号イにも該当しない。

したがって、当該不開示部分は、法14条2号、3号イ及び7号イのいずれにも該当しないから、開示すべきである。

ウ 別紙3の通番31及び33に掲げる部分について

当該不開示部分のうち、通番33に掲げる部分（文書14の2枚目）は、特定派遣国税庁監察官の照会事項に対する回答に当たり、特定c証券がその内容をまとめたものと認められるところ、その内

容は、特定 a 証券の回答である文書 1 1 等において既に開示されている内容と変わるところはない。この点について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、当該部分を既に開示された情報と別異に取り扱う理由はないとのことであった。そうすると、当該部分は、これを開示しても、監察に係る事務に関し、国税当局における正確な事実の把握を困難にするおそれ等があるとは認められないから、法 1 4 条 7 号イに該当しない。そして、当該部分には、同条 2 号の個人識別情報又は権利利益侵害情報に該当する記載は認められず、さらに、これを開示しても、回答をした証券会社の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないから、同条 3 号イに該当しない。

また、当該不開示部分のうち、通番 3 1 に掲げる部分は、文書 1 4 の 2 枚目の標題に係る記載と同じであるから、これを開示しても、監察に係る事務に関し、国税当局における正確な事実の把握を困難にするおそれ等があるとは認められず、法 1 4 条 7 号イに該当しない。そして、当該部分には、同条 2 号の個人識別情報又は権利利益侵害情報に該当する記載は認められず、さらに、これを開示しても、回答をした証券会社の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないから同条 3 号イに該当しない。

したがって、当該不開示部分は、法 1 4 条 2 号、3 号イ及び 7 号イのいずれにも該当しないから、開示すべきである。

エ 回答者の担当者氏名及び作成者氏名について

当該不開示部分には、回答をした特定証券会社の担当者の氏名等が記載されており、当該部分は、法 1 4 条 2 号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定個人を識別することができるものに該当すると認められる。そして、これらの情報は、法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報であるとはいえないから、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も存しない。また、当該部分は、氏名等であり、個人識別部分であることから法 1 5 条 2 項の部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は、法 1 4 条 2 号に該当し、同条 3 号イ及び 7 号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

オ 回答者の会社印影について

当該不開示部分には、特定証券会社 2 社の印影が表示されており、当該印影は、これを使用して作成・提出された文書が真正に作成されたことを示す認証的機能を有するものであり、その形状が一般的に公にされているとは認められない。

したがって、当該部分が公にされると、偽造・悪用されるなどして、当該証券会社の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められ、法14条3号イに該当し、同条2号及び7号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

カ 文書12の2枚目及び3枚目並びに文書13の2枚目について

当該不開示部分は、上記(4)と同一であるため、これと同様の理由により、それぞれ法14条2号及び3号イに該当し、同条7号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

キ 文書14の3枚目ないし12枚目について

当該不開示部分は、①特定証券会社の扱者等の印影及び②特定証券会社において取引口座申込書等に記入等した情報であることが認められる。これらは、上記(4)の不開示部分と同質の情報であるから、これと同様の理由により、それぞれ法14条2号及び3号イに該当し、同条7号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(7) 文書18ないし文書23に記録された保有個人情報について

文書18ないし文書23は、特定派遣国税庁監察官が実施した特定A税務署の巡察の結果をまとめた事績書及び報告書であることが認められる。

当該不開示部分には、監察官が実施した巡察につき、監察官が面接を行った職員の人数及び実施日数並びに当該面接において監察官が収集した情報及びその検討・評価等の内容が具体的に記載されていることが認められる。当該部分は、これを開示すると、国税当局における具体的な監察の方法や内容、監察において入手・把握している情報の内容や程度が明らかとなり、その結果、不正な手口により懲戒処分を免れようとする者において、今後自らに対する非行監察等への対策を講じることが可能となるなど、監察に係る事務に関し、国税当局における正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為の発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該不開示部分は、法14条7号イに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(8) 文書24ないし文書27に記録された保有個人情報について

文書24ないし文書27は、監察官が行った上記(1)イの調査等の事績を明らかにした「監察実施報告書」及びその添付書類(監察官が当該調査等において取得・作成した文書)であることが認められる。

ア 文書25の第一表の「税務署整理欄」の一部について

(ア) 当該不開示部分は、異議申立人の所得税の確定申告書の整理欄

「A」欄であり、これについて、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は次のとおり説明する。

a 当該整理欄「A」欄部分は、国税当局における審査内容が記載される部分であるが、税務職員が所得税の確定申告書を提出した場合であっても、自らの確定申告書に係る審査内容は承知し得ないのであり、当該部分が開示された場合、自らの確定申告書に係る審査内容が明らかとなるため、今後の税務調査への対策を講じたり、不正手口の巧妙化を図るなど、租税の賦課又は徴収に係る事務に関し、国税当局による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるものと認められることから、法14条7号イの不開示情報に該当する。

b なお、文書24の平成20年分並びに文書25の平成19年分及び平成23年分の所得税の確定申告書の整理欄「A」欄は不開示とすべきものであるが、原処分においては、平成20年分の当該整理欄「A」欄を不開示情報とすることを失念し、原処分1においては、平成23年分の当該整理欄「A」欄が不開示情報に該当する旨を原処分1に係る開示決定通知書に記載することを失念した。

(イ) そこで検討すると、異議申立人は税務職員であるから、所得税確定申告書の整理欄「A」欄にどのような記号や審査内容が記載されるかの一般的な知識を有するものとも考えられるが、自己が提出した確定申告書に実際に記載される内容までは承知し得ないとする諮問庁の上記(ア) aの説明は首肯できるから、当該不開示部分は、異議申立人が承知している情報とは認められない。そうすると、当該整理欄「A」欄が開示された場合、国税当局における確定申告書に係る審査の内容やチェック機能の一端が明らかとなり、他の情報と組み合わせるなどして、確定申告書に係る審査の内容や傾向等を推認させる可能性は否定できないから、これを開示すると、租税の賦課又は徴収に係る事務に関し、国税当局による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるものと認められる。

したがって、当該整理欄「A」欄は、法14条7号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

なお、上記(ア) bのとおり、不開示とすべき整理欄「A」欄の一部について、原処分において不開示とすることを失念し、又は、原処分1において不開示情報に該当する旨を開示決定通知書に記載することを失念したとのことであるが、原処分については、開示決

定通知書に表示されたとおりの内容で行われたと解すべきであり、当該一部の部分は、原処分において開示された部分であると認められ、異議申立ての対象外と解されるから、当審査会においては判断しない。

イ 文書 25 の右下の印字部分の一部について

当該不開示部分には、電子申告された異議申立人の平成 19 年分及び平成 23 年分の所得税の確定申告書のデータを印刷する作業をした税務職員の職員 ID 情報が記載されていることが認められる。職員 ID 情報については、当審査会の先例答申（平成 28 年度（行個）答申第 138 号）において、国税情報システムの情報セキュリティを確保する上で重要な情報の一つであり、当該情報が開示された場合、同システム内に保存された情報の漏えい又は情報操作が行われる可能性は否定できないから、税務行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められると判断しているところ、これを変更すべき事情や理由は認められないから、当該不開示部分は、法 14 条 7 号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

ウ 別紙 3 の通番 36 に掲げる部分について

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、文書 26 の 17 枚目ないし 35 枚目は、監察官の依頼に応じ、異議申立人が提出したもので、印字された部分は提出時に記載があり、手書き部分は監察官が検討時に記載したものであることであった。そうすると、印字された部分は、異議申立人が承知している内容と認められ、これを開示しても、監察に係る事務に関し、国税当局における正確な事実の把握を困難にするおそれ等があるとは認められない。

したがって、印字された部分（ただし、17 枚目（左端の数字が 10 の行）、24 枚目（左端の数字が 11 ないし 14 の行）及び 31 枚目（左端の数字が 32 の行）のうち、手書きと重なっている部分を除く。）は、法 14 条 7 号イに該当しないから、開示すべきである。

エ 別紙 3 の通番 37 に掲げる部分について

当該不開示部分には、文書 27 の作成日付や特定派遣国税庁監察官が特定 A 税務署等から収集した資料の名称等が記載されていることが認められる。当該部分は、原処分において既に開示されている情報と同じ情報又は原処分において既に開示されている情報から容易に推測され、異議申立人が承知している情報と認められるから、これを開示しても、監察に係る事務に関し、国税当局による正確な事実の把握を困難にするおそれ等があるとは認められない。

したがって、当該部分は、法 14 条 7 号イに該当しないから、開示

すべきである。

オ 文書27の2枚目ないし217枚目のうち休暇簿以外の部分について

文書27の2枚目ないし217枚目は、添付資料である特定派遣国税庁監察官が収集した異議申立人の休暇簿等であり、そのうち、異議申立人の休暇簿以外の部分が不開示とされていることが認められる。

文書27は、本件開示請求のうち、「請求人に係る（年次休暇を取得するための）「休暇承認簿」（平成20年～24年分）について、かつて請求人が勤務していた「特定C税務署」及び「特定B税務署」に対し、写し等の提出を依頼した文書、又は当該写しを収集した事実を示す文書」に記録された保有個人情報に係るものとして特定されたものであるが、そうであれば、文書27のうち、平成20年から24年までの休暇簿のほか、これらを収集した事実を示す「監察実施報告書」のかがみ（1枚目）に記録された保有個人情報を本件対象保有個人情報として特定すれば足りると解され、その余は、他の開示請求された保有個人情報にも該当しないから、開示請求の対象外と解される。

したがって、2枚目ないし217枚目のうち休暇簿以外の部分を不開示としたことは、結論において妥当である。

カ 上記アないしオを除く不開示部分について

当該不開示部分には、監察官が監察を実施した日付等及び当該監察で検討した内容が記載されていることが認められる。当該部分は、異議申立人が承知している情報とは認められず、これを開示すると、国税当局における具体的な監察の方法や着眼点、検討内容や検討方法が明らかとなり、その結果、不正な手口により懲戒処分を免れようとする者において、今後自らに対する非行監察等への対策を講じることが可能となるなど、監察に係る事務に関し、国税当局における正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為の発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号、3号イ並びに7号柱書き、イ及びニに該当するとして不開示とした各

決定については、別紙 2 に掲げる部分のうち、別紙 3 に掲げる部分は同条 2 号、3 号イ並びに 7 号イ及びニのいずれにも該当せず、開示すべきであるが、文書 10 及び文書 27 の各一部に記録された情報は、本件開示請求に係る保有個人情報に該当しないと認められるので、不開示としたことは結論において妥当であり、その余の部分は、同条 2 号、3 号イ並びに 7 号柱書き、イ及びニに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第 4 部会)

委員 鈴木健太，委員 常岡孝好，委員 中曽根玲子

別紙 1 (本件対象保有個人情報記録された文書)

- 文書 1 「非行監察報告書の提出について」と題する決裁文書 (13 枚)
- 文書 2 非行容疑発生報告書 (1 枚)
- 文書 3 非行監察報告書 (6 枚)
- 文書 4 非行事件の報告 (通報) 及び措置意見について (5 枚)
- 文書 5 申述記録書 (14 枚)
- 文書 6 申述記録書 (10 枚)
- 文書 7 申述記録書 (3 枚)
- 文書 8 「職員の株取引履歴等の照会について」と題する決裁文書 (4 枚)
- 文書 9 「職員の株取引履歴等の照会について」と題する決裁文書 (3 枚)
- 文書 10 「職員の株取引履歴等の照会について」と題する決裁文書 (6 枚)
- 文書 11 取引内容照会に対する回答書 (25 枚)
- 文書 12 取引内容照会に対する回答書 (254 枚)
- 文書 13 送付書 (10 枚)
- 文書 14 照会事項の回答について (51 枚)
- 文書 15 照会事項の回答について (22 枚)
- 文書 16 監察実施報告書 (3 枚)
- 文書 17 「注文履歴一覧」と印字されたデータ文書等 (67 枚)
- 文書 18 巡察事績書 (平成 23 年 8 月 18 日付け) (2 枚)
- 文書 19 巡察事績書 (平成 23 年 12 月 27 日付け) (2 枚)
- 文書 20 巡察事績書 (平成 24 年 3 月 28 日付け) (2 枚)
- 文書 21 巡察事績書 (平成 24 年 6 月 15 日付け) (2 枚)
- 文書 22 巡察事績書 (平成 24 年 8 月 30 日付け) (2 枚)
- 文書 23 巡察事績書 (平成 24 年 12 月 27 日付け) (2 枚)
- 文書 24 監察実施報告書 (異議申立人の確定申告関係書類) (24 枚)
- 文書 25 監察実施報告書 (異議申立人の確定申告関係書類) (19 枚)
- 文書 26 監察実施報告書 (異議申立人の株式売買による所得金額) (35 枚)
- 文書 27 監査実施報告書 (271 枚)

別紙 2 (原処分において不開示とされた部分)

| 文書番号 | 諮問番号 | 不開示部分 | 不開示条項 |
|------|----------------------|---|-----------------|
| 文書 1 | 第 1 0 4 号及び第 1 0 5 号 | <p>①決議書 上段の「起案，決裁，発送」欄，「文書記号番号等」の欄及び中段の「公印，発送」欄</p> | 法 1 4 条 7 号イ及びニ |
| | | <p>②非行監察報告書 文書日付，「資産状況」欄，「非行期間」欄の日にち，「派遣首席国税庁監察官の意見」欄の 7 行目以降（派遣首席国税庁監察官の役職及び氏名を除く），「捜査（監察）の端緒」欄，「捜査（監察）日時」欄，「捜査（監察）場所」欄，「情状及び行政処分等に関する担当監察官の意見，その他の参考事項」欄の 6 行目途中で降及び事案名</p> | |
| | | <p>③別添「非行監察報告書」 文書日付，事案名，「3 非行監察の端緒」の項，「4 非行の事実等」の項の 3 行目以降，「5 非行の動機」の項及び「6 措置意見」の 5 行目途中で降</p> | |
| | | <p>④別添「対象者 異議申立人の監督者一覧」 上段の表の右欄及び下段</p> | |
| | | <p>⑤非行事件の報告（通報）及び措置意見について 文書日付，「資産状況」欄，「非行期間」欄の日にち，「措置意見」欄の 7 行目以降（派遣首席国税庁監察官の役職及び氏名を除く）及び事案名</p> | |
| | | <p>⑥別添「非行監察報告書」 文書日付，事案名，「3 非行監察の端緒」の項，「4 非行の事実等」の項の 3 行目以降，「5 非行の動機」の項及び「6 措置意見」の項の 5 行目途中で降</p> | |

| | | | |
|------|----|---|-----------------|
| | | 降 ⑦別添「対象者 異議申立人の監督者一覧」 上段の表の右欄及び下段 | |
| 文書 2 | 同上 | 收受印の日付，発送番号，文書日付，非行容疑発生の日付，整理番号，「端緒を得た日」欄，「監察（捜査）着手見込」欄，「端緒」欄，「容疑事実の概要」欄及び「今後の見通し等」欄 | 法 1 4 条 7 号イ |
| 文書 3 | 同上 | <p>收受印の日付，文書日付，「資産状況」欄，「非行期間」欄の日にち，「派遣首席国税庁監察官の意見」欄の 7 行目以降（派遣首席国税庁監察官の役職及び氏名を除く），「捜査（監察）の端緒」欄，「捜査（監察）日時」欄，「捜査（監察）場所」欄，「情状及び行政処分等に関する担当監察官の意見，その他の参考事項」欄の 6 行目途中以降及び事案名</p> <p>・別添「非行監察報告書」 文書日付，事案名，「3 非行監察の端緒」の項，「4 非行の事実等」の項の 3 行目以降，「5 非行の動機」の項及び「6 措置意見」の項の 5 行目途中以降</p> <p>・別添「対象者 異議申立人の監督者一覧」 上段の表の右欄及び下段</p> | 法 1 4 条 7 号イ |
| 文書 4 | 同上 | <p>收受印の日付，文書日付，「資産状況」欄，「非行期間」欄の日にち，「措置意見」欄の 7 行目以降（派遣首席国税庁監察官の役職及び氏名を除く）及び事案名</p> <p>・別添「非行監察報告書」 文書日付，事案名，「3 非行監察の端緒」の項，「4 非行の事実等」の項の</p> | 法 1 4 条 7 号イ及びニ |

| | | | |
|------|----|---|---------|
| | | 3行目以降、「5 非行の動機」の項及び「6 措置意見」の項の5行目途中以降 ・別添「対象者 異議申立人の監督者一覧」 上段の表の右欄及び下段 | |
| 文書6 | 同上 | 添付資料「口座開設申込書」等の整理欄 | 法14条3号イ |
| 文書8 | 同上 | ①決議書及び伺 「起案」欄、「決裁印」欄、「2 照会先名及び住所」の項、「4 目的及び保全方法」の項及び「5 照会理由」の項 ②別紙「照会文書（案）」 文書日付，宛先，依頼人（首席監察官）氏名，「4 関係書類」の項，「6 その他」の項及び連絡先氏名 | 法14条7号イ |
| 文書9 | 同上 | ①決議書及び伺 上段の「起案，決裁，発送」欄，「文書記号番号等」欄の番号，中段の「主管部課室」欄の一部，「2 照会先名及び住所」の項，「4 目的及び保全方法」の項及び「5 照会理由」の項 ②別紙「照会文書（案）」 文書番号，文書日付，宛先，依頼人（首席監察官）氏名，「4 関係書類」の項，「6 その他」の項及び連絡先氏名 | 法14条7号イ |
| 文書10 | 同上 | ①決議書及び伺 上段の「起案，決裁，発送」欄，「文書記号番号等」欄の番号，中段の「公印，発送」欄，中段の「主管部課室」欄の一部，「2 照会先名及び住所」の項，「3 対象期間」の項の一部，「4 目的及び保全方法」の項及び「5 照会理由」の項 ②別紙「照会文書（案）」※1枚目 | 法14条7号イ |

| | | | |
|------|-------|--|-----------------|
| | | <p>文書日付，宛先，依頼人（首席監察官）氏名，「4 関係書類」の項，「5 対象期間」の項の一部及び連絡先氏名</p> <p>③別紙「照会文書（案）」※2 枚目及び3 枚目</p> <p>文書日付，宛先，依頼人（首席監察官）氏名，「4 関係書類」の項，「5 その他」の項及び連絡先氏名</p> | |
| 文書11 | 同上 | 回答者の担当者氏名，回答者の会社印影，照会日付及び照会番号 | 法14条2号，3号イ及び7号イ |
| 文書12 | 同上 | 回答者の担当者氏名，回答者の会社印影，照会日付，照会番号，「2 注文明細の写し」の括弧書き，「変更届」写しの整理欄及び「証券総合サービス申込書」写しの整理欄 | 法14条2号，3号イ及び7号イ |
| 文書13 | 同上 | 収受印の日付，回答書の日付，宛先（監察官）氏名及び「申込書」の整理欄 | 法14条2号，3号イ及び7号イ |
| 文書14 | 同上 | 収受印の日付，回答書の日付，宛先（首席監察官）氏名，回答者の担当者氏名，回答者の会社印影，照会日付，照会番号，「添付書類」の項の一部，「調査期間」の項，作成者の氏名，回答書の2 ページ目及び添付資料「取引口座申込書」等の整理欄等 | 法14条2号，3号イ及び7号イ |
| 文書15 | 同上 | 回答書の日付，宛先（首席監察官）氏名，回答者の担当者氏名，回答者の会社印影，照会日付，照会番号，「調査期間」の項及び作成者の氏名 | 法14条2号，3号イ及び7号イ |
| 文書18 | 第104号 | <p>①巡察事績書 「面接人数」欄（各役職別明細含む）</p> <p>②別紙「巡察結果報告書（第1回巡察）」 「日数」欄の一部，「1 部署の現状等」欄，「2 職員情報の交換」欄，</p> | 法14条2号及び7号イ |

| | | | |
|------|----|---|-------------|
| | | 「3 身上把握」欄，「4 連絡体制」欄，「5 総評」欄及び「6 関係機関」欄 | |
| 文書19 | 同上 | ①巡察事績書 「面接人数」欄（各役職別明細含む） ②別紙「巡察結果報告書（第2回巡察）」 「日数」欄の一部，「1 予防講話」欄，「2 職員情報」欄，「3 運営・職場問題」欄，「4 署長等動向」欄，「5 簿書監察」欄，「6 総評」欄及び「7 関係機関」欄 | 法14条2号及び7号イ |
| 文書20 | 同上 | ①巡察事績書 「面接人数」欄（各役職別明細含む） ②別紙「巡察結果報告書（フォローアップ巡察）」 「日数」欄の一部，「1 問題点等」欄，「2 署の取組状況」欄，「3 署長等との面談」欄，「4 その他」欄及び「5 関係機関」欄 | 法14条2号及び7号イ |
| 文書21 | 同上 | ①巡察事績書 「面接人数」欄（各役職別明細含む） ②別紙「巡察結果報告書（第3回巡察）」 「日数」欄の一部，「1 職員情報」欄，「2 運営・職場問題」欄，「3 署長等動向」欄，「4 簿書監察」欄，「5 総評」欄及び「6 関係機関」欄 | 法14条2号及び7号イ |
| 文書22 | 同上 | ①巡察事績書 「面接人数」欄（各役職別明細含む） ②別紙「巡察結果報告書（第1回巡察）」 「日数」欄の一部，「1 部署の現状等」欄，「2 職員情報の交換」欄，「3 身上把握」欄，「4 連絡体制」欄，「5 総評」欄及び「6 関係機関」欄 | 法14条2号及び7号イ |

| | | 欄 | |
|--------|----------------------|---|--------------------|
| 文書 2 3 | 同上 | ①巡察事績書 「面接人数」欄（各役職別明細含む） ②別紙「巡察結果報告書（第 2 回巡察）」 「日数」欄の一部，「1 予防講話」欄，「2 職員情報」欄，「3 運営・職場問題」欄，「4 署長等動向」欄，「5 簿書監察」欄，「6 総評」欄及び「7 関係機関」欄 | 法 1 4 条 2 号及び 7 号イ |
| 文書 2 4 | 第 1 0 4 号及び第 1 0 5 号 | 作成日付，「実施年月日」欄及び「実施の状況等」欄の 3 行目以降 | 法 1 4 条 7 号イ |
| 文書 2 5 | 第 1 0 4 号 | 作成日付，「実施年月日」欄及び「実施の状況等」欄の 3 行目以降 | 法 1 4 条 7 号イ |
| | | 別添「平成 1 9 年分の所得税の確定申告書 B」第一表の「税務署整理欄」の一部 | |
| 文書 2 5 | 第 1 0 5 号 | 別添「平成 1 9 年分の所得税の確定申告書 B」下段の印字部分の一部 | 法 1 4 条 7 号柱書き |
| | | 作成日付，「実施年月日」欄及び「実施の状況等」欄の 3 行目以降 | 法 1 4 条 7 号イ |
| | | 別添「平成 1 9 年分・2 3 年分の所得税の確定申告書 B」第一表の「税務署整理欄」の一部 | |
| 文書 2 5 | 第 1 0 5 号 | 別添「平成 1 9 年分・2 3 年分の所得税の確定申告書 B」下段の印字部分の一部 | 法 1 4 条 7 号柱書き |
| | | 作成日付，「実施年月日」欄，「実施の状況等」欄及び添付資料 | 法 1 4 条 7 号イ |
| 文書 2 6 | 第 1 0 4 号及び第 1 0 5 号 | 作成日付，「実施年月日」欄，「実施の状況等」欄及び添付資料 | 法 1 4 条 7 号イ |
| 文書 2 7 | 第 1 0 5 号 | 標題の括弧書きの一部，作成日付，「実施年月日」欄，「実施の状況等」欄の一部及び別添の「年次休暇簿」等以外の部分 | 法 1 4 条 7 号イ |

別紙 3 (開示すべき部分)

| 文書番号 | 枚目 | 通番 | 開示すべき部分 |
|-------|---------|----|--|
| 文書 1 | 1 | 1 | 「起案」, 「決裁」及び「発送」の各欄並びに「文書記号番号等」欄の番号 |
| | 3 及び 9 | 2 | 文書日付及び「非行期間」欄の日にち |
| | 5 及び 10 | 3 | 事案名 |
| | 6 及び 11 | 4 | 文書日付及び事案名 |
| 文書 2 | 1 | 5 | 收受印の日付, 発送番号, 文書日付, 非行容疑発生の日付, 整理番号及び「監察(捜査)着手見込」欄 |
| 文書 3 | 1 | 6 | 收受印の日付, 文書日付及び「非行期間」欄の日にち |
| | 3 | 7 | 事案名 |
| | 4 | 8 | 文書日付及び事案名 |
| 文書 4 | 1 | 9 | 收受印の日付, 文書日付及び「非行期間」欄の日にち |
| | 2 | 10 | 事案名 |
| | 3 | 11 | 文書日付及び事案名 |
| 文書 8 | 1 | 12 | 「起案」欄 |
| | | 13 | 「主管部課室」欄の「首席監察官」, 「主任監察官」及び「起案者」の各欄 |
| | 2 | 14 | 「2 照会先名及び住所」欄 |
| | 3 及び 4 | 15 | 文書日付, 宛先, 特定派遣首席国税庁監察官氏名及び連絡先氏名 |
| 文書 9 | 1 | 16 | 「起案」, 「決裁」及び上段の「発送」の各欄並びに「文書記号番号等」欄の番号 |
| | | 17 | 「主管部課室」欄の「首席監察官」, 「主任監察官」及び「起案者」の各欄 |
| | 2 | 18 | 「2 照会先名及び住所」欄 |
| | 3 | 19 | 文書番号, 文書日付, 宛先, 特定派遣首席国税庁監察官氏名及び連絡先氏名 |
| 文書 10 | 1 | 20 | 「起案」, 「決裁」及び「発送」の各欄並びに「文書記号番号等」欄の番号 |
| | | 21 | 「主管部課室」欄の「首席監察官」, 「主任監察官」, 「監察官」及び「起案者」の各欄 |

| | | | |
|-------|----------------|-----|--|
| | 2 | 2 2 | 「2 照会先名及び住所」欄の1行目ないし3行目（1行目括弧書きを除く。） |
| | | 2 3 | 「2 照会先名及び住所」欄の1行目括弧書き及び「3 対象期間」欄の2行目 |
| | 4 | 2 4 | 文書日付，宛先，特定派遣首席国税庁監察官氏名及び連絡先氏名 |
| | | 2 5 | 「5 対象期間」欄 |
| 文書1 1 | 1 | 2 6 | 照会日付及び照会番号 |
| 文書1 2 | 1 | 2 7 | 照会日付及び照会番号 |
| | | 2 8 | 「2. 注文明細の写し」の括弧書き |
| 文書1 3 | 1 | 2 9 | 收受印の日付，文書日付及び宛先（特定派遣首席国税庁監察官氏名） |
| 文書1 4 | 1 | 3 0 | 收受印の日付，文書日付，宛先（特定派遣首席国税庁監察官氏名），照会日付及び照会番号 |
| | | 3 1 | 「添付書類」の名称 |
| | | 3 2 | 調査期間 |
| | 2 | 3 3 | 全部 |
| 文書1 5 | 1 | 3 4 | 文書日付，宛先（特定派遣首席国税庁監察官氏名），照会日付及び照会番号 |
| | | 3 5 | 調査期間 |
| 文書2 6 | 1 7 ないし 3 5 | 3 6 | 印字された部分（ただし，1 7 枚目（左端の数字が1 0の行），2 4 枚目（左端の数字が1 1 ないし1 4の行）及び3 1 枚目（左端の数字が3 2の行）のうち，手書きと重なっている部分を除く。） |
| 文書2 7 | 1 | 3 7 | 標題の括弧書き，作成日付，「実施年月日」欄及び「実施の状況等」欄の1行目ないし3行目の不開示部分 |